

令和7年10月31日

お客様各位

佐賀西信用組合

### 勤務時における職員の服装の見直しについて

佐賀西信用組合（以下、当組合）では、地球温暖化対策の一環として例年5月1日から10月31日までを「クールビズ」期間と定め、同期間中の男性職員のネクタイ着用を自由としてきましたが、今般、「継続的な環境問題への配慮」、並びに「働きやすい職場環境づくり」への取組みの一環として年間を通じて当組合役職員のネクタイ着用を自由化することと致します。

見直しにより、当組合の役職員の服装につきましては、年間を通じてネクタイの着用を任意とさせていただきますが、お客様へ失礼とならないよう、TPO（時・場所・場面）に応じた相応しい服装・身だしなみに努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ先
佐賀西信用組合 総務企画部 電話番号：0954-62-9966